

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成20年11月10日
【事業年度】	第82期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)
【会社名】	ダイジェット工業株式会社
【英訳名】	DIJET INDUSTRIAL CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 生悦住 歩
【本店の所在の場所】	大阪市平野区加美東2丁目1番18号
【電話番号】	06(6791)6781(代表)
【事務連絡者氏名】	業務役員経理部長 生悦住 英 臣
【最寄りの連絡場所】	大阪市平野区加美東2丁目1番18号
【電話番号】	06(6791)6781(代表)
【事務連絡者氏名】	業務役員経理部長 生悦住 英 臣
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年6月27日に提出いたしました第82期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 企業情報

#### 第4 提出会社の状況

##### 6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_を付して表示しております。

### 第一部 【企業情報】

#### 第4 【提出会社の状況】

##### 6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

###### (1) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができるとした事項

当社は自己の株式の取得について、会社運営をより効率的で機動的に行っていくことを目的として、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

当社は株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

(訂正後)

###### (1) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができるとした事項

1. 当社は自己の株式の取得について、会社運営をより効率的で機動的に行っていくことを目的として、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

2. 当社は株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

3. 当社は取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できることを目的として、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役(取締役であったものを含む)及び監査役(監査役であったものを含む)について、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めております。